

此花区在宅医療・介護連携推進会議開催要綱

制定 平成 28 年 12 月 22 日
最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 此花区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題等を抽出し、その対応策を検討すること等を目的として、此花区在宅医療・介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を開催する。

(業務)

第 2 条 推進会議の業務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療及び介護の提供状況、在宅医療・介護連携に関する取組の現状把握
- (2) 課題（情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、医療・介護のネットワークづくり、顔の見える関係づくり、住民啓発等）の抽出及び対応策の検討
- (3) 対応策の実施に向けた企画の検討・調整
- (4) その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる団体、機関によって構成する。ただし、必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営)

第 4 条 推進会議の運営は、此花区役所保健福祉課（保健担当）で行う。

(守秘義務)

第 5 条 推進会議の構成員及び出席者は、推進会議で知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、此花区役所保健担当課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

一般社団法人 此花区医師会
此花区歯科医師会
此花区薬剤師会
社会福祉法人 大阪暁明館 大阪暁明館病院
此花区地域包括支援センター
此花区南西部地域包括支援センター
此花区訪問看護ステーション連絡会
此花区居宅介護支援事業者連絡会
此花区訪問介護事業所連絡会
此花区通所サービス事業所連絡会
大阪市此花区役所